

湯沢市広報ゆざわ読者プレゼント企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広報ゆざわ（以下「広報紙」という。）の紙面で市内の事業者が取り扱う魅力ある商品を紹介することを通じて広報紙の市民アンケート（以下「アンケート」という。）の回収率を高め、市民の意見を反映させることで広報紙の満足度の向上を図り、また、市内の事業者支援を目的とする読者プレゼント企画（以下「プレゼント企画」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(プレゼント企画の内容)

第2条 プレゼント企画の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市は、商品を紹介する記事を広報紙に無償で掲載する。
- (2) 記事が掲載された事業者は、その商品をアンケートの回答者へのプレゼント（以下「プレゼント」という。）として、次号に規定する送付時まで市に提供する。
- (3) 市は、アンケートの回答者の中から抽選で当選者を決定し、前号の規定に基づき提供されたプレゼントを発送する。
- (4) プレゼント企画は、原則隔月で実施するものとする。

(掲載の方法)

第3条 プレゼント企画の記事（以下「記事」という。）は、原則として広報紙に掲載するものとする。

- 2 記事の具体的な掲載の位置、大きさ及び表現は、市が指定する。
- 3 記事の掲載は、原則として広報紙1号につき1件とする。

(プレゼントの基準)

第4条 プレゼントは、市内に事業所を有する事業者が製造又は販売するものとし、有体物又はサービスの提供とする。

(プレゼントの規格)

第5条 プレゼントは、希望小売価格で総額15,000円（消費税額及び地方消費税額を除く）相当以上のものとする。

- 2 プレゼントは、1人以上に提供するものとし、1人当たり希望小売価格で総額3,000円（消費税額及び地方消費税額を除く）相当以上のものとする。

(プレゼント企画の掲載希望事業者の募集)

第6条 プレゼント企画における商品の掲載を希望する事業者（以下「掲載希望事業者」という。）の募集は、広報紙、市ホームページ等により行うものとする。

2 掲載希望事業者は、掲載希望月の3箇月前の毎月5日までに、広報ゆざわ読者プレゼント企画掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。

3 掲載希望事業者は、掲載決定の有無にかかわらず、申込書の提出後に掲載を辞退する場合は、広報ゆざわプレゼント企画掲載申込辞退書（様式第2号。以下「辞退書」という。）を市長に提出するものとする。

(掲載の決定)

第7条 市長は、申込書を提出した掲載希望事業者の中から抽選で掲載事業者を決定する。

2 市長は、プレゼント企画を掲載した号の発行日から起算して、原則として12箇月以内に発行される広報紙には同一の事業者が製造又は販売する商品を掲載しないものとする。

3 市長は、掲載事業者に対して、発行日から起算して、原則として1箇月以上前までに、広報ゆざわ読者プレゼント企画掲載決定通知書（様式第3号）を交付する。

(記事の作成)

第8条 掲載事業者は、記事の原稿作成に必要なデータ又は撮影機会等を市が求めた場合は、速やかに対応するものとする。

2 市長は、掲載事業者に記事の掲載案を送付し、1回以上校正の機会を設けるものとする。

3 市長は、前項の校正が終了した後に、記事の最終決定を行うものとする。

(プレゼント当選者の決定)

第9条 市長は、アンケートの回答者の中から抽選でプレゼントの当選者を決定するものとする。

(プレゼントの発送)

第10条 市長は、プレゼントの当選者に対して速やかにプレゼントを発送するものとし、これをもって当選したことの通知に代えるものとする。

(掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、記事の掲載を取り消すものとする。

- (1) 申込書の内容に偽りがあったとき。
- (2) プレゼントの提供を適切に行うことができないとき。
- (3) 当該掲載事業者から辞退書の提出があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、掲載が適切でないと認めるとき。

(二次利用)

第12条 掲載事業者は、記事を印刷して広告等に使用することができるものとする。ただし、記事の改変等を行うことはできない。

(損害賠償)

第13条 市長は、掲載事業者がプレゼントの提供を履行せず、市、プレゼント当選者又は第三者に不利益生じた場合は、掲載事業者に損害賠償を請求することができる。

(掲載事業者の責務)

第14条 プレゼントの内容に関し生じた責任は、掲載事業者が負うものとする。

2 掲載事業者は、市税等を完納していなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、令和5年4月6日から施行する。